特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 24 年 12 月 18 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポジティブライフスポーツクラブ

３　代表者の氏名

畠山　健一

４　主たる事務所の所在地

新発田市舟入町１丁目 12 番 28 号

５　定款に記載された目的

この法人は、新発田市及び近隣地域の子どもから高齢者までの幅広い市民がいつでも前向きに様々なスポーツを気軽に親しめる地域スポーツクラブとなることを目指し、もって市民一人一人が健康で文化的な生活をおくれる、明るく活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2)　子どもの健全育成を図る活動

(3)　まちづくりの推進を図る活動

(4)　社会教育の推進を図る活動